別紙１　温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細

第５条１．（１）で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	（胚解凍）	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
				胚移植	黄体期補充療法	
C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）	１０万円	■	■	■	■	■

第５条１．（２）で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	卵子解凍	採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
					胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A（新鮮胚移植を実施）	２５万円	■	■	■	■	■					■
B（凍結胚移植を実施）	２５万円	■	■	■			■	■	■	■	■
C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）	１０万円						■	■	■	■	■
E（体調不良等により移植のめどが立たず治療終了）	２５万円	■	■	■			■				
F（受精できず、または、受精したが胚が発育せず）	２５万円	■	■	■							

第５条１．（３）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A（新鮮胚移植を実施）	３０万円	■	■	■	■	■	■	■					■
B（凍結胚移植を実施）	３０万円	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■
C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）	１０万円								■	■	■	■	■
D（人工授精を実施）	１万円				■	■							■
E（体調不良等により移植のめどが立たず治療終了）	３０万円	■	■	■	■	■			■				
F（受精できず、または、受精したが胚が発育せず）	３０万円	■	■	■	■	■							
G（採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止）	１０万円	■	■	■									
H（卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止）	対象外												
I（排卵準備中、体調不良等により治療中止）	対象外												

第５条１．（４）または（５）で凍結した精子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			（精子解凍）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A（新鮮胚移植を実施）	３０万円	■	■	■	■	■	■	■					■
B（凍結胚移植を実施）	３０万円	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■
C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）	１０万円								■	■	■	■	■
D（人工授精を実施）	１万円				■	■							■
E（体調不良等により移植のめどが立たず治療終了）	３０万円	■	■	■	■	■			■				
F（受精できず、または、受精したが胚が発育せず）	３０万円	■	■	■	■	■							
G（採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止）	１０万円	■	■	■									
H（卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止）	対象外												
I（排卵準備中、体調不良等により治療中止）	対象外												